

【第5回】あなたが相続人になったら？

当コラムも5回目を迎え、読者の皆様から多数のご質問やお問い合わせをいただくようになりました。ありがとうございます。

さて、前回はあるドイツ在住の女性依頼者の遺言書作成例をご紹介しましたが、このコラムをお読みいただいている皆様の中にさえ、ひょっとしてまだ、「私には日本の法務なんて関係ない」などとお考えの方がいらっしゃるのでは？ しかし、本当にそうでしょうか。あなた自身が遺産をもらう側、つまり相続人になった時のことはお考えですか？ 今回のテーマは、日本のご両親がご健在な方は必読の相続です。

以前、ドイツ在住の女性からこんな依頼を受けました。日本の兄が亡くなった父の財産を整理する過程で、父名義の不動産を兄名義に変更する

『相続登記』をしようと知り合いの司法書士に相談に行ったが、ドイツにも相続人の妹がいる旨を伝えるとやんわりと断られた。だから当事務所で対応してほしい、というものです。そう、遺言書がない場合、日本の遺産を相続人間で分割したり、不動産の名義を変更、売却する際には相続人全員の戸籍や印鑑証明書、住民票等が必要なのです。しかし、ドイツに長くお住まいの方には、もはや相続手続きに必要な日本の印鑑証明書も住民票もありません。国内法務に関してはベテランの司法書士でさえ、国際法務に慣れていないと、このような日独間の手続きに二の足を踏んでしまうのも無理はありません。

今回のケースでは相続人が複数いるので、誰が何をどれだけ相続するかを取り決める「遺産分割協議書」

を作成しました。この協議書には相続人全員の署名押印（実印）が必要で、『相続登記』手続きの際にはこの協議書と共に戸籍や印鑑証明書、住民票等の提出が求められます。そこでドイツ在住の相続人に、日本にいる相続人が署名押印した協議書を送り、この協議書を持って最寄りの在独日本総領事館に行ってください、この協議書に署名押印と印鑑証明に変わる「署名捺印証明」を受け、居住地を証明する「在留証明」を発給してもらうことにしました。そして、これらの書類一式を日本に返送していただき、司法書士と連携して法務局にて『相続登記』を行いました。これでようやく不動産の名義書換ができ、売却も可能になるのです。

また、「私は端から日本の財産なんて要らない」という方でも、相続の発生後、一定期間内に家庭裁判所

に『財産放棄』の申立手続きをしなければ、やはり前述の手続きが必要となります。結構ややこしいですよね？ どうやら他人事ではなさそうだと、そろそろお気付きになられたのではないのでしょうか。では、今回は少しテーマを変えて、日独両国の年金の仕組みやお得な情報について、社会保険労務士の先生にお話を伺います。

